

1 政策評価票の見方

(1) 政策分野 A

平成23年度から10年間の都市経営の基本である「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画 第2期）」（以下「京プラン」といいます。）で示された市全体の総合的な政策体系を構成する27の項目です。

(2) 基本方針 B

この政策の実現に向けて今後10年間で取り組む方針として「京プラン」で示された内容を要約しました。

(3) 担当局、共管局 C

この政策を担当する局名を記載し、その政策を共管する局がある場合は、その局名を記載しました。

(4) 政策に関する主な分野別計画等 D

この政策に関する主な計画名等を記載しています。

(5) 客観指標評価

政策と施策の客観指標評価に大きな乖離が生じないよう、政策の客観指標評価に施策の客観指標評価を加味し、客観指標総合評価を実施しています。

ア 政策指標評価

この政策の状態を示す客観的な指標について、数値と評価を記載しました。

(1) 各指標の平成23年度評価値と令和2年度目標値 E

「京プラン」初年度の平成23年度に評価した実績値（平成24年度以降に評価を開始した指標については、平成24年度以降に評価した実績値）を記載しました。

また、「京プラン」の最終年度である令和2年度までに達成すべき目標値を設定している場合は、「令和2年度目標値」として記載しました。

これらの数値は、毎年度の評価値と併せて進捗状況を見るため、今後も記載します。

(1) 各指標に係る数値 F

「前回値」は、「最新値」の1回前の調査等で把握された実績値です。

「最新値」は、今年度の評価対象となる最新の実績値です。評価時点で把握できる最新の年度又は年の数値で、基本的には平成30年度の実績値です。

「目標値」は、今年度の評価において達成すべき目標値です。

「達成度」は、「目標値」に対する「最新値」の達成割合を%で示したものです。

(イ) 各指標の評価 G

それぞれの評価基準に基づき、各指標の評価をa～eの5段階で示しました。

5段階評価の基準や指標の説明など、個々の客観指標の詳細については、「客観指標基礎データ」を御参照ください。

(II) 政策指標評価の平均評価 H

この政策に係る各指標を平均化した評価結果を記載しました。

《平均化の方法》

- ① 各指標の評価結果をそれぞれ点数化し (a=4点～e=0点), 合計する。
- ② 合計点(①)の最高点(4点×指標数)に対する割合を計算する。
- ③ ②の割合により5段階評価
 - a : 80%以上 (大変良い状況にある)
 - b : 60%以上 80%未満 (やや良い状況にある)
 - c : 40%以上 60%未満 ((状況は)どちらとも言えない)
 - d : 20%以上 40%未満 (やや悪い状況にある)
 - e : 20%未満 (大変悪い状況にある)

イ 施策指標評価 I

政策を構成する施策の客観指標評価結果及び各指標を平均化した評価結果を記載しています。

ウ 客観指標総合評価 J

政策指標評価に対して、2分の1の割合で施策指標評価を加味した、客観指標総合評価を記載しました。

《客観指標総合評価の方法》

- ① 政策指標評価及び施策指標評価をそれぞれ点数化 (a=4点～e=0点)
 - ② 政策指標評価：施策指標評価=1:0.5の割合で合算し、1.5で割り戻して評価値を算出
 - ③ 最高値(a=4点)に対する評価値の達成度(%)を算出
 - ④ 達成度に応じて5段階評価
 - a=80%以上
 - b=60%以上 80%未満
 - c=40%以上 60%未満
 - d=20%以上 40%未満
 - e=20%未満
- (具体例) 政策指標の平均評価がd、施策指標の平均評価がaだった場合
- 評価値 = (1点(=d) × 1 + 4点(=a) × 0.5) ÷ 1.5 = 2.0点
 - 評価値 2.0点：最高値4点 × 100 = 50% = c評価

(6) 市民生活実感評価 K

市民生活実感調査の結果を受けて、この政策に関する各設問につき a～e の5段階で評価を行ったうえで、各設問の評価結果を総合化し、当該政策の市民生活実感調査全体の評価を a～e の5段階で行います。

《各設問の評価方法》

無作為抽出した市民 4,000 人を対象にアンケートを行い、各設問に対して a：「そう思う」～ e：「そう思わない」から一つ選んで回答していただき、これを点数化して5段階評価（a～e）を行う。

➤点数化の方法

- ① 総回答数のうち、無回答のものを除いて有効回答数とする。
- ② 各回答について点数化し（「そう思う」＝2 点～「そう思わない」＝－2 点）、それらの合計を有効回答数で割った合計点とする。

算出例

そう思う	どちらかといふとそう思う	どちらとも言えない	どちらかといふとそう思わない	そう思わない	無回答	総回答	有効回答
37	93	81	28	20	23	282	259

$$\frac{37 \times 2 + 93 \times 1 + 81 \times 0 + 28 \times (-1) + 20 \times (-2)}{259} = 0.382$$

③ 合計点に応じて5段階評価

- a : 0.8 以上 (大変良い状況にある)
b : 0.3 を超え 0.8 未満 (やや良い状況にある)
c : -0.3 以上 0.3 以下 ((状況は)どちらとも言えない)
d : -0.8 を超え -0.3 未満 (やや悪い状況にある)
e : -0.8 以下 (大変悪い状況にある)

算出例の場合 0.3 < 0.382 < 0.8 → b 評価

《総合化の方法》

ア(I) 政策指標評価の「平均化の方法」と同じ

(7) 政策の重要度 (27 政策における市民の重要度) L

市民生活実感調査において、27 の政策分野について、それぞれ重要度を5段階で選んでいただき、選択肢のうち、「重要である」又は「どちらかといふと重要である」を選択した方の順位と割合を記載しています。

(8) 総合評価

客観指標総合評価と市民生活実感調査総合評価を基に、総合的な観点から、政策目的の評価年度における達成状況を5段階で評価、C評価以下の場合は、その原因分析等も併せて記載しました。

《評価区分》

- A : 政策の目的が十分に達成されている
- B : 政策の目的がかなり達成されている
- C : 政策の目的がそこそこ達成されている
- D : 政策の目的があまり達成されていない
- E : 政策の目的が達成されていない

(9) この政策を構成する施策とその総合評価

この政策を実現するための施策をその評価結果と共に記載しました。

(10) 今後の方針性

政策の評価結果を受けた今後の方針性について記載しました。

政策評価票

A

政策番号	政策分野
------	------

基本方針	C	B
------	---	---

担当局	共管局
-----	-----

政策に関係する 主な分野別計画等	D
---------------------	---

F

政策の客観指標評価	平成23 評価値	令和2 目標値	N-2	N-1	N年度評価				評価
			年度	年度	前回値	最新値	目標値	達成度	
1		E							G
2									H

施策の客観指標評価			評価		
施策番号	施策名		N-2年度	N-1年度	N年度
					I
	(施策平均)				

政策の客観指標総合評価 (政策の客観指標評価:施策の客観指標評価=1:0.5)	N-2年度	N-1年度	N年度
	—	—	J

番号	設問	評価		
		N-2年度	N-1年度	N年度
1		-	-	I
2		-	-	
3		-	-	
4		-		K
5		-		
6		-	-	
7		-	-	
市民生活実感調査総合評価				

N-2年度	N-1年度	N年度			
順位	%	順位	%	順位	%
-	-	-	-	L	

【客観指標総合評価】

- b 評価以上であり、施策の効果が客観指標に表れている。
- c 評価以下であり、次の原因が考えられる。

N-1年度 -

【市民生活実感調査総合評価】

- b 評価以上であり、施策の効果が市民の実感に表れている。
- c 評価以下であり、次の原因が考えられる。

-

【総括】

M

N-2年度 -

施策番号	施策名	総合評価		
		N-2	N-1	N
		-	-	
		-	-	N
		-	-	

O

2 施策評価票の見方

(1) 施策名 **a**

政策を推進するための個々の具体的な方針として「京プラン」で示した114の推進施策です。

(2) 概要 **b**

この施策で実現しようとしている内容を記載しました。

(3) 担当局・部室、共管局・部室 **c**

この施策を担当する局・部室の名称を記載し、その施策を共管する部署がある場合は、その局・部室の名称を記載しました。

(4) 上位政策 **d**

この施策の上位にある政策分野を記載しました。

(5) 施策に関する主な分野別計画等 **e**

この施策に関する主な計画名等を記載しました。

(6) 客観指標評価

この施策の状態を示す客観的な指標について、数値と評価を記載しました。

記載事項に関する説明は、政策の評価と同じです。

* 指標のウエイト（施策指標のみ） **f**

一つの施策に客観指標が複数ある場合で、施策に占めるウエイトが高いものとそうでないものがあるときは、3種類のウエイト付けを行います。

- 1. 0倍 : 通常
- 0. 5倍 : ウエイトがやや小さい
- 0. 25倍 : ウエイトが小さい

個々の客観指標評価の点数（a=4点～e=0点）にウエイトの倍数を乗じて、客観指標総合評価を行います。

(7) 市民生活実感評価 **g**

政策の評価と同じです。

(8) 総合評価 h

客観指標総合評価と市民生活実感調査総合評価を基に、5段階で評価しました。

《評価区分》

- A : 施策の目的が十分に達成されている
- B : 施策の目的がかなり達成されている
- C : 施策の目的がそこそこ達成されている
- D : 施策の目的があまり達成されていない
- E : 施策の目的が達成されていない

(9) 重み付け i

客観指標総合評価と市民生活実感調査総合評価が異なる場合にどちらを重視するかを理由と共に示しました。例えば、前者がA評価、後者がB評価で、重み付けが前者の場合、総合A評価となります。

(10) 原因分析 j

c評価以下の場合は、評価結果の原因分析を記載しました。

(11) この施策を構成する事務事業 k

参考として、施策を構成する事務事業を掲載しました。掲載内容は、令和元年度に実施した事務事業評価の対象事業が中心です。

事務事業評価制度は、事務事業ごとに明確な目標を設定し、定期的な進捗管理と実績による達成度などを評価することによって、それぞれの事務事業がどの程度実施目的に即しているか、また、最小の経費で最大の効果を挙げているなどを客観的に測定するとともに、見直しの必要性を明確化し、効果的、効率的な改善を継続的に行うものです。

表中の「目標達成度評価」は、事務事業評価における評価項目の一つで、事業目的を何らかの数値（「指標」とその「目標値」）で表し、目標達成率を算出したうえで、5段階で評価しています。

《目標達成度評価方法》

① 当該年度の指標の実績値の目標値に対する割合を計算する。

② ①の割合により5段階評価

- | | |
|---------|---------------|
| 「かなり良い」 | ： 110%以上 |
| 「良 い」 | ： 110%未満90%以上 |
| 「普 通」 | ： 90%未満70%以上 |
| 「悪 い」 | ： 70%未満50%以上 |
| 「かなり悪い」 | ： 50%未満 |

(12) 今後の方向性 l

施策の評価結果を受けた今後の方向性について記載しました。

施策評価票

施策番号			
施策名	a		
概要	C <div style="position: absolute; top: -10px; left: 50%; transform: translateX(-50%);">b</div>		
担当局・部室		共管局・部室	
上位政策	d		
施策に関係する 主な分野別計画等	e		

指標名	N-2年度	N-1年度	N年度評価					指標の ウエイト
			前回値	最新値	目標値	達成度	評価	
1 -								f
2 -			政策評価票と同じ					-
3 -		-	-	-	-	-	-	-
4 -		-	-	-	-	-	-	-
5 -		-	-	-	-	-	-	-
6 -		-	-	-	-	-	-	-

設問	N年度回答						
	そう思う	どちらかと言 うとそう思う	どちらとも 言えない	どちらかと言 うとそう思わ ない	そう思わ ない	有効回答 者数	評価
1 -							g
2 -							-
3 -							-
4 -							-
5 -							-

h

重み付け	<input type="checkbox"/> 客観指標	-	<input type="checkbox"/> 市民の実感	-	N-1 年度	-		
(重み付けの理由)								
<input checked="" type="checkbox"/> b 評価以上であり、施策の効果が客観指標に表れている。 <input type="checkbox"/> c 評価以下であり、次の原因が考えられる。								
j (原因分析) 市民生活実感調査総合評価 <input type="checkbox"/> b 評価以上であり、施策の効果が市民の実感に表れている。 <input checked="" type="checkbox"/> c 評価以下であり、次の原因が考えられる。								
N-2 年度 k								

	事業名	事業費の状況(千円)		N年度事務事業評価結果における目標達成度評価	担当局
		N-1年度 決算額	N年度 予算額		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8			k		
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

l